

平成21年度

救急統計活用検討会
報告書

平成22年3月

総務省消防庁

はじめに

近年、救急医療に携わる医師が十分ではなくその確保が困難であることや、救急告示病院の減少等、救急医療を取り巻く環境が大変厳しい状況にある中で、救急搬送における病院選定から医療機関における医療の提供までの一連の行為をいかに円滑に実施するかが、傷病者の予後の観点から重要な課題となっている。

このような状況において、平成19年から救急搬送における医療機関の受入の実態について調査が実施され、受入医療機関の選定が困難であった事案が、特に大都市において発生していることが明らかになった。さらに各都市を比較すると、都市によって事案の発生に大きな差があること等が客観的に明らかになった。この調査によって、消防機関と医療機関との間で搬送と受入れに関する明確なルールを共有する必要性が示唆されたことを契機として、消防機関と医療機関の連携体制の強化を図るべく、「消防法の一部を改正する法律（平成21年法律第34号）」が平成21年5月1日に公布され、同年10月30日に施行されるに至った。

また、改正消防法の施行に際し発出された傷病者の搬送及び受入れの実施基準策定に関するガイドラインにおいて、消防機関と医療機関等からなる協議会において傷病者の搬送及び受入れについて調査・分析し、その結果を踏まえ、実施基準の策定と評価及び見直しを行うことが重要であることが示されたところである。

平成21年度の救急統計活用検討会では、各地域の救急体制のあり方を考える上で、救急統計活用の重要性が一層高まってきていることを念頭に、救急蘇生統計における心肺機能停止傷病者の生存率や社会復帰率に性や年齢の影響を除去して経年的に比較する方法について検討を行った。また、一般市民による心肺蘇生法について、胸骨圧迫に加えた人工呼吸が生存率や社会復帰率に与える影響についての検討を行った。

本報告書が、各種救急統計を活用するにあたっての一助となり、わが国における救命率の一層の向上等につながれば幸いである。

平成22年3月

救急統計活用検討会
座長 山本 保博

目次

第1章 救急統計の現状及び検討の背景について	1
1 救急統計について	1
(1) 救急業務統計（救急・救助の現況）について	1
(2) 救急蘇生統計（ウツタイン統計）について	2
(3) 救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査について	3
(4) 熱中症による救急搬送の状況について	5
(5) 新型インフルエンザ感染疑い患者の救急搬送状況について	6
2 消防法改正について	7
第2章 今年度の検討事項	8
1 救急蘇生統計（ウツタインデータ）の提供について	8
2 データの分析・公表について	11
(1) 救急蘇生統計（ウツタインデータ）について	11
① 年齢階級別にみた全体の構成について	11
② 高齢化の調整について	13
③ 季節変動・気候との関係について	20
④ 一般市民による心肺蘇生の効果に関する事項について	22
⑤ 救急救命士の特定行為に関する事項について	26
(2) 救急蘇生統計（ウツタインデータ）の公表について	29
(3) 救急搬送サーベイランスの構築について	30
第3章 今後の課題	31
1 搬送及び受入れの実施基準策定における救急統計の活用	31
2 処置に関する評価・検証	32
3 救急蘇生ガイドライン2010への対応	33
※ 救急統計検討会の開催状況	34
※ 救急統計活用検討会 構成員	35
※ 救急統計活用検討会 設置要綱	36
参考資料	37